

# 市民協働推進に関する報告書

鶴ヶ島市市民協働推進委員会

平成24年11月21日

## 目 次

はじめに	1 ページ
1 市民協働推進委員会の設置から報告に至る経過	2 ページ
2 これまでの協働事業の評価	3 ページ
(1) 企画提案型協働事業（実施団体及び市担当課の評価）	3 ページ
(2) 採択されなかった企画提案型協働事業について	11 ページ
3 市民協働推進委員会での検討結果	14 ページ
(1) 協定書の作成	14 ページ
(2) 評価制度の実施	14 ページ
(3) 市民提案による協働事業の見直し	14 ページ
4 今後市に対して整備・改善を求める事項	16 ページ
(1) 協定書の作成	16 ページ
(2) マネジメントサイクル制度導入の検討	16 ページ
(3) 市民提案による協働事業の仕組みの検討	16 ページ
おわりに	17 ページ
資料編	
鶴ヶ島市市民協働推進条例	20 ページ
鶴ヶ島市市民協働推進委員会設置要綱	22 ページ
鶴ヶ島市市民協働推進委員会会議経過	23 ページ
鶴ヶ島市市民協働推進委員会名簿（第2期）	25 ページ

## はじめに

近年、少子高齢化をはじめとして、子育て、介護、健康、環境、防犯など、私たちの暮らしを取り巻く環境は大きく変化し、これまでになかった課題も浮上しています。

こうした地域の課題を解決し、誰もが鶴ヶ島で楽しく幸せに暮らしていくことは、私たちの共通の願いです。

この願いを実現するため、平成20年4月に鶴ヶ島市市民協働推進条例を制定しました。そして、市民、市民活動団体、事業者及び市が連携・協力して地域課題を解決していく市民協働を円滑に推進するため、鶴ヶ島市市民協働推進委員会が設置され、4年が経過しました。これまでに、市民協働推進委員会では、主に市民協働を推進するための施策、計画等に関する意見の審査や市民協働を推進するための制度、仕組みづくりの検討に携わってきました。

市民、市民活動団体及び事業者が、地域課題の解決のため、市に対し市民協働による事業の提案（旧企画提案型協働事業）を行い、プレゼンテーションを通して、提案者と市がお互いの役割を分担し、自主性を尊重し合いながら、対等な関係の中で、共に取り組んでいける事業であるかを審査し、その結果採択された事業を市民協働として実施してきました。

そして、こうした市民協働事業が広く市民や市民活動団体及び市職員に浸透し、円滑に本制度が遂行できるよう委員会において様々な検討をしてまいりました。

この報告書は、4年間の実践から市と市民活動団体等との協働事業を進める上で、必要な事項について鶴ヶ島市市民協働推進委員会設置要綱第2条第2項に基づき、これまでの検討結果を鶴ヶ島市長に報告するものです。

平成24年11月21日

鶴ヶ島市市民協働推進委員会  
委員長 後口 修

## 1 市民協働推進委員会の設置から報告に至る経過

鶴ヶ島市市民協働推進委員会は、平成20年度に誰もが幸せに暮らせる地域社会の実現を目指し、市民、市民活動団体、事業者及び市が連携・協力して地域課題を解決していく市民協働を円滑に推進するため設置されました。

第1期（平成20年7月3日～平成22年7月2日）では、鶴ヶ島市市民協働推進条例第10条に基づく市民協働による事業の提案制度の構築、すなわち「企画提案型協働事業制度」を創設することで、市民活動団体自身の組織基盤の強化や地域課題の解決といった相乗効果も期待できることを考え、「企画提案型協働事業制度」の創設を最優先課題とし、鶴ヶ島市の提案制度の仕組みづくりを進めてきました。こうした検討の末、平成20年9月に試行として実施しました。

提案に対する意見報告については、平成20年11月に報告をしています。平成21年度には、前年の試行期間を経て、企画提案型協働事業を本格スタートしました。その中で、協働のまちづくりを推進していくには、行政だけではなく市民意識も変えていき、盛り上げていく必要があることから、市民協働の理解を深めるため「つながって、支え合う 市民協働でまちづくりを進めるために（手引き）」を平成21年6月に作成し、周知を図ってきました。また、提案に対する意見報告については、平成21年11月に報告を行いました。

第2期（平成22年7月15日～平成24年12月31日）では、平成20・21年度の企画提案型協働事業の実施を受け、市民の提案と行政の施策の一致が難しいことがわかりました。こうしたことから、行政の抱える課題を予め提示し、それを解決するための事業を行うことができる市民活動団体等を募集する「行政提示テーマ」を設けました。また、平成24年度には提案件数の減少から制度の見直しを行い、提案のあった年度に事業を実施できる速効性や予算を補助金化することで民間の利点である柔軟性を生かした制度として、名称も新たに「市民提案による協働事業」として実施しました。

これまで、市民提案による協働の取り組みは、初めてのことであり、経験がないものでした。本委員会では、とにかく実践することに重点を置き、事例から見える課題を一つ一つ解決し、質の高い協働事業を進めて行こうという姿勢で取り組んできました。

## 2 これまでの協働事業の評価

### (1) 企画提案型協働事業（実施団体及び市担当課の評価）

今回、平成21年度から平成23年度に実施した企画提案型協働事業について事業提案者及び市担当課に協働事業の成果、協働事業の課題・問題点等について調査を実施し、本委員会において以下のとおり評価を行いました。

#### 【平成21年度実施事業】（5事業）

No.	事業名	事業継続の状況	提案者	市担当課
①	市民参加型生涯学習わかば大学塾開設	継続	わかば風の会	社会教育課
②	高齢者向けパソコン講習会事業	継続	鶴ヶ島パソコンサポートボランティア	高齢者福祉課
③	市民活動者とシニアを対象とした初級パソコンミニ講習会	継続	鶴ヶ島パソコンサポートボランティア	市民活動推進センター
④	G-1 グランプリ in つるがしま 2009	継続	特定非営利活動法人鶴ヶ島市学童保育の会	市民協働推進課
⑤	藤小学校裏地区における市民の森指定及び大谷川清掃事業	継続	特定非営利活動法人つるがしま里山サポートクラブ	都市計画課

#### ①市民参加型生涯学習わかば大学塾開設

##### <提案概要>

本提案は、公民館等の公共施設において、公募市民が教授となり、仕事や趣味等を通じて得た知識・経験を市民に教えるとともに、教授自らも学ぶことによって、学習活動を通じた生きがいを創出する事業です。

##### <市担当課の評価>

市民活動団体と協働することによって、人的・財政的資源の投入量を抑えつつ、生涯にわたる学習活動への支援という市の施策の推進を図ることができた。事業開始から約2年間は、支援の趣旨で行政がほとんどの事務を行っていたが、現在は、双方がお互いの持ち味を活かせるよう、事務分担のあり方を見直している。具体的

には、市民活動団体が運営の主体となり、行政は行政のみが行い得る事務を担当している。

#### <提案者の評価>

市と協働したことによって、塾生及び教授共に安心感が確保された。事業運営に当たっては、市に資金援助を要請することなく、お金が無くても運営できる仕組みを築くことで、自立した運営の確保につながった。問題点としては、講座数と塾生が増加したことで会場が手狭となり、既存の公民館では施設予約が難しくなっている。他の施設利用者の妨げとならぬよう、代替施設の検討が必要である。

#### <委員会の意見>

市と協働することで、公共性や公益性の高い講座を提供することができ、また、公共施設を利用することで、市民にとって利便性が高く、運営費も抑えられ、受講生の負担も少なく運営することができたことは、大きな成果です。

問題点として、講座数と塾生が増加したことで、会場が手狭となっていることや、施設利用に当たり他の公民館利用者と競合していることから、新たな代替施設の確保について、可能な範囲で行政が支援する必要があります。

## ②高齢者向けパソコン講習会事業

#### <提案概要>

本提案は、高齢者が気軽にパソコンやインターネットを利用できるように、提案者がパソコンの講習会を実施する事業で、現在も継続的に実施しています。

#### <市担当課の評価>

本事業を通じて、高齢者の生きがいつくりや地域活動への参加を促進することができた。また、市民が運営を行うことで高齢者の立場に立った、きめ細やかな指導ができ、事業の効果的な運営が図られた。課題としては、受講生の増加に対する支援体制の検討と講習後のアフターフォローの検討が必要である。

#### <提案者の評価>

本講習会は市の高齢者福祉課と鶴ヶ島市社会福祉協議会との共催事業として以前から取り組んでいたもの。企画提案型事業とすることで、さらなる充実を目指したが、結果的には期待外れに終わった。

うまく機能しなかった一番の理由は、協働の意味をお互いが良く理解できず、生かすことができなかったのではないかとと思われる。全体的な取り組みに対してお互いが意見交換するなど、より突っ込んだ対応が求められる。

#### <委員会の意見>

高齢者向けパソコン講習会事業は、今までに実施されており、パソコンの操作についてきめの細やかな指導を行い、高齢者のICTによる社会活動参加や生涯学習、生きがいの創出などに寄与したことは大きな成果です。また、旧教育センターに設置されていたパソコンが老朽化したことにより、使用できる機器が減少し、講習会の継続が難しくなっている問題についても、事業実施団体の保有する機器の貸与により講習会の開催を継続実施することができたことは、協働としての事業効果です。

提案者からは、協働事業としてうまく機能しなかったとの評価がありますが、これを解決するためには、問題点の整理や次年度に向けての事業の進め方等について、実施者双方で話し合う必要があります。

### ③市民活動者とシニアを対象とした初級パソコンミニ講習会

#### <提案概要>

現在、ICTによる社会参加が進み、市民活動者やシニアが、パソコンによる情報発信の機会が多くなる中、技術の習得をするにも民間では費用が高く、また自分のペースにあった習得が難しい状況にあります。本提案は、そのような状況の中、提案者が市民活動推進センターにて相談に応じ、個別の問題をその人のペースに合わせて援助し、また課題のポイントを絞ったミニ講習会を行い、きめ細やかな援助をする事業です。

#### <市担当課の評価>

受講生からより詳しい内容の講習会を開催して欲しいとの要望があり、コース別（ワード・デジタルカメラ・インターネット）に実施した。このことで、より専門的な内容が習得できる講座になった。しかし、他の初心者を対象にしたパソコン事業に比べ受講料が高いこともあってか受講生が少なかった。今後はコースや日程の見直しをする必要がある。

#### <提案者の評価>

本講習会は以前から毎月土曜日に市民活動推進センターと共催で開催している初心者相談会をフォローするものとして提案。月に3講座の開催で、定員（3名）に達した講座はほとんど無かった。2日間（計6時間）が中途半端、講習費（現在は1,000円）が高いなどの理由が考えられるが、一番の理由はPR不足ではないかと思う。

受講者の評判は良く、リピーターも多くなっている。お互いの話し合いを密に行い、充実した講座になればと願っている。

#### <委員会の意見>

基礎から幅広いニーズにあった相談及び講習会を実施し、専門的なことが習得できたことについては、一定の効果があつたものと思います。一方課題として、受講生が少なかったとのことですが、継続的に事業を実施するに当たっては、何が原因なのか分析することも必要です。

#### ④G-1 グランプリ in つるがしま 2009

##### <提案概要>

本提案は、「笑い」を中心とした芸術・芸能に優れた出演者を公募し、市民が、演じる者の汗と熱を感じ、感動を共有し、共通の体験をすることを目的としています。この事業を通じて地域における文化、芸術への関心をさらに深め、鶴ヶ島市が「笑い」により元気を出し、地域の活性化を図るものです。

##### <市担当課の評価>

本事業は、市民ボランティアなど多くの人に支えられ、市民の力が発揮された事業となり、地域の活性化の一助となった。なお、今後は継続事業として実施されることから、毎年度実施者双方の合意のもとに協定書を締結し、役割分担を明確にしておく体制の整備が必要である。

##### <提案者の評価>

市との役割分担に基づき、それぞれの立場で対応をして、事業がスムーズに進んだ。市との協働という点では、市民への信頼感が得られ、やりやすかったと思う。回を重ねるごとに芸人さんの出場者が増え、質の高い芸人さんの出場でお客様からは、満足感が得られたと感じている。しかし、今後の運営を考えた場合、運営費が



高額であるため、会員が協賛金を集めているが、新たな会員にこうした事情を理解してもらえるかが課題である。

#### <委員会の意見>

市と協働で実施することで、本事業の信用が高まり、多くの市民が本事業に関心を持ち、共通の体験をできるということが大きなメリットです。提案者は、長い間、市と協働し、他の事業の実績から鑑みても自主、自立した団体です。しかし、本事業を開催するための費用は高額であるため、将来にわたって継続する場合、資金確保に大きな負担となってしまうことが懸念されます。

### ⑤藤小学校裏地区における市民の森指定及び大谷川清掃事業

#### <提案概要>

本提案は、「市民の森」の必要性などをPRすることで、市民の理解を深め、「市民の森」の拡大を図るものです。具体的には、藤小学校裏地区の「市民の森」指定を目指し、提案者が関係市民活動団体と連携し、PR活動を展開し、市民の機運を盛り上げて、市が地権者と契約に向けて取り組むという事業です。併せて多くの市民の参加により、大谷川の清掃活動を行い、市民が主体となって鶴ヶ島市の緑地保全活動を展開していく事業です。

#### <市担当課の評価>

第8号市民の森を指定し、市内の貴重な緑の保全と市民の憩いの場として、市民活動団体と市民管理協定を締結して、市民の森の管理を依頼することができた。

自然環境を保全したいという市民の熱意が相まって、樹林地として緑地が保全されることになったことは評価されるべきである。また、今後も引き続き協働していくためには、双方の意思の疎通を図るため定期的に、協議調整が必要である。

#### <提案者の評価>

市民の森の維持保全活動を「市民管理協定」制度により、市民活動団体が実施することは、協働事業のモデルになるものであり、市内の樹林地の保全につながり、将来にわたり市民に豊かな緑を継承することができ、市民の自然に恵まれた生活環境形成に大きな役割を果たすことができるものと評価する。一方、課題としては、市内の樹林地の減少は、相続よりも道路整備など公共事業により減少することが多

くを占めている。このため、今後の都市施設の実施計画において、樹林地の保全対策やミティゲーションなどに留意し、対策を講じることが望まれる。

<委員会の意見>

本事業は緑の保全という面で公益性が高く、地域や市民のニーズも高いものであり、「市民管理協定」制度により、樹林地の維持管理活動を実施することは、自然環境の保全に大きな成果をもたらしたと評価します。一方、年々樹林地の減少は進み、積極的な保全対策が必要となっています。課題の解決方法については、市の都市計画について、市と市民が協議・検討し、樹林地の保全について取り組む必要があります。

**【平成22年度実施事業】**

※実施事業なし

**【平成23年度実施事業】（2事業）**

No.	事業名	事業継続の状況	提案者	市担当課
①	市民参加型広報誌等の可能性検証	可能性検証事業のため1年度で終了	有限責任事業組合 じもとメディア	市政情報課
②	第13回鶴ヶ島市合唱祭	継続	鶴ヶ島市合唱連盟	市民協働推進課

①市民参加型広報誌等の可能性検証

<提案概要>

本提案は、広報紙の一部について、提案者と市が企画・紙面校正を行い、市民が記者となって取材し記事を作成します。そして編集・校正などを市との共同作業で行います。共同作業を通じて、今後の広報紙等制作への民間活力の導入可能性を検証する事業です。

<市担当課の評価>

平成23年度提案型協働事業における市民協働による広報紙制作は、6月号と9月号で行った。6月号はバランスのとれた企画が提案され、取材、編集、デザイン

などの制作プロセスや仕上がりも良好なものであった。しかし、9月号では写真の選定や、文章表現の熟成度が低く、市がフォローアップして修正しながらの制作となった。

様々な広報媒体の今後の在り方の検証については、動画撮影及び市民記者のトレーニング・マネージメントの検証は未実施であった。

行政と市民の分担のあり方については、特集記事を提案者が自ら企画したことで、市からの押し付け的な記事にならず、市民目線にとらえた記事となった。

また、提案者の企画は、市の職員に無い視点とアイデアがあり、今後の企画に期待が持てる内容であった。しかし、今後も継続してこの事業を実施した場合、コスト面と継続性に不安を感じる。

市民協働事業を行ったことにより、「市民とともに考える」ということが加わり、広報紙の市民との距離がより近くなったと考えられる。今後は、ローコストでクオリティが高く、多くの方々に好まれて読んでいただける広報を目指し、様々な広報媒体との連携も含め、広報のあり方を探っていききたい。

#### <提案者の評価>

行政と市民の立場の違いによる意見交換で、バランスのとれた記事が作成できた。役割分担も適切であったと思う。ただ、取材先等の選定で行政と市民の意見が異なるケースがあった。また、原稿確認が行政組織の承認ルートなので、スムーズに行かないことがあった。

#### <委員会の意見>

本提案事業は、市民参加型による広報誌等の可能性を検証する事業です。その評価として、提案者からはバランスのとれた記事が作成でき、市担当課においても制作プロセスや仕上がりも良好であったと評価しており、協働事業として実施可能な事業であることが検証できたものと判断します。

しかし、市担当課からの課題として、市担当課がフォローアップをして制作したことやコスト面と継続性に不安を感じるなど、若干問題点が生じたとのことです。

また、提案者からの課題としては、取材先等の選定で行政と意見が異なったケースがあったことや原稿確認が行政組織の承認ルートなので、スムーズに行かないことがあったとあります。しかし、広報の制作に限らず、新たなものを行政と民間が共同で進めることについては、大小を問わず双方の間で意見の相違があることは仕方のないことです。協働はお互いを理解し、意見を尊重し合って事業を進めることが重要です。

今回の検証事業を通して問題点を発見することができたことも成果の一つです。今後も継続して事業を実施する場合は、これらの検証の結果を踏まえて事業に取り組んでいただき、少ない経費で質の高い市民に親しまれる広報が制作されることを期待します。

## ②第13回鶴ヶ島市合唱祭

### <提案概要>

本提案は、鶴ヶ島市合唱連盟に加盟する団体が無料のコンサート（合唱祭）を実施し、多くの市民に合唱することの喜びを感じてもらうとともに芸術活動を振興する事業です。

### <市担当課の評価>

市との協働ということで合唱祭に対する、市民の信頼感が得られ、役割分担も適正に行われた。

### <提案者の評価>

市がバックアップしてくれたことにより、合唱祭に対する信用性を得ることができ、成果があった。

### <委員会の意見>

合唱祭にとどまることなく、さまざまな機会を通じて、音楽で心が豊かになるような活動を今後も継続して、進めていただくことを期待します。

## (2) 採択されなかった企画提案型協働事業について

平成20年度から試行を含めて開始した企画提案型協働事業の提案は、平成22年度までに16事業の提案がありました。年度別の内訳としては、平成20年度は10事業の提案があり、うち5提案が不採択となりました。平成21年度は3事業の提案で、うち3提案が不採択となりました。平成22年度は3事業の提案で、うち1提案が委員会の審議を必要としない提案となりました。

以下に年度別の提案事業と不採択等の理由（概略）を記述します。

### 【平成20年度不採択となった提案事業】（5事業）

No.	事業名	提案者
①	市民・市民活動団体・行政・事業者情報をつなぐ検索サイト構築	株式会社ウェルネット
②	地域通貨を生かした地域活性化と市民相互の助け合い事業	わかば風の会
③	コミュニティビジネス・起業セミナー	有限責任事業組合じもとメディア
④	里山特区申請事業	特定非営利活動法人つるがしま里山サポートクラブ
⑤	「みどりの基金」拡充事業	特定非営利活動法人つるがしま里山サポートクラブ

#### ①市民・市民活動団体・行政・事業者情報をつなぐ検索サイト構築

<不採択の理由>

本提案は、現在市で実施している施策において課題の解決が図られるものと考え、また、本制度は「営利を主たる目的とするもの」を対象外とする点からも協働事業としてふさわしくない事業であると考え不採択となりました。

#### ②地域通貨を生かした地域活性化と市民相互の助け合い事業

<不採択の理由>

現段階においては、鶴ヶ島市社会福祉協議会の事業との連携など、担当課と協議・検討を進め、長期的な計画をもって実現の可能性を探ることが必要と考え不採択と

なりました。

③コミュニティビジネス・起業セミナー

<不採択の理由>

「コミュニティビジネス」という新しい取り組みを、市の政策やビジョンを整理しながら、提案者と担当課で協議・検討していくことが必要と考え不採択となりました。

④里山特区申請事業

<不採択の理由>

現段階においては、担当課と協議・検討を進め、長期的な計画をもって実現の可能性を探ることが必要と考え不採択となりました。

⑤「みどりの基金」拡充事業

<不採択の理由>

現段階においては、担当課と協議・検討を進め、長期的な計画をもって実現の可能性を探ることが必要と考え不採択となりました。

**【平成21年度不採択となった提案事業】（3事業）**

No.	事業名	提案者
①	市民参加型で広報誌等の作成	有限責任事業組合じもとメディア
②	「緑のカーテン」を全市に展開	前田 則義
③	「環境家計簿」をつけてCO2削減	前田 則義

①市民参加型で広報誌等の作成

<不採択の理由>

市民参加による広報経費の削減効果を検証するとともに広報の将来方向・あり方を見直すことが必要であると考えます。また、広報紙に対する市民ニーズについても、さらなる調査・研究をする必要性があることから、現段階では協働事業として

条件が整わない提案であるため不採択となりました。

②「緑のカーテン」を全市に展開

<不採択の理由>

提案者と市との実施体制が不明確。また、役割が対等な関係になっていないことや、協働することで生まれる相乗効果が不明確であることから、協働事業としてなじまないものと考え不採択となりました。

③「環境家計簿」をつけてCO2削減

<不採択の理由>

提案者と市との実施体制が不明確。また、役割が対等な関係になっていないことや、協働することで生まれる相乗効果が不明確であることから、協働事業としてなじまないものと考え不採択となりました。

**【平成22年度委員会の審議をする必要の無い提案事業】（1事業）**

No.	事業名	提案者
①	市民が利用しやすい保育サービス（サポート）を提供する事業	鶴ヶ島市社会福祉協議会

①市民が利用しやすい保育サービス（サポート）を提供する事業

<審議をしない理由>

本提案は、厚生労働省が所管する交付金の対象事業「ファミリー・サポート・センター事業」であり、既に国の示す要件にあった形で事業化に向けて協議が進んでいることから、改めて当委員会で審議をする必要が無いと判断した提案です。

### 3 市民協働推進委員会での検討結果

市民協働を推進するための仕組みとして、以下に掲げる事項は重要と判断し、早期に整備又は見直しすることを提言します。

#### (1) 協定書の作成

これまで企画提案型協働事業をはじめとし、市と市民活動団体等との協働事業が実施されてきました。事業を進めていくなかで、企画段階では想定できない事態が起こることがあります。そうした際にどちらが、どのような分担に基づき対処するのか、また、役割分担や経費の負担、責任の所在の明確化、成果物の帰属、協働事業の期限など明確にしていないことにより、後のトラブルの原因につながることもあります。こうしたことを避けるため、事業の企画段階において、市と市民活動団体等が綿密な調整を行い、お互いの特性を生かせる役割分担等について双方合意のもと、提案事業にかかる「協定書」を作成する必要があります。

#### (2) 評価制度の実施

事業の対象とする地域や市民などの「受益者」が、事業を通じて満足を得られたか、事業によるメリットを受けることができたかという視点を点検し、事業の成果を把握する必要があります。そして、目的の達成度、費用対効果、「協働」として実施したことの適否、事業の課題とその対策、次年度以降の事業実施の有無についても、市と市民活動団体がそれぞれ自己評価し、点検していくことで、今後の協働事業が円滑に遂行できるようにする必要があります。今回本報告書をまとめるに当たり、既に実施した企画提案型協働事業の評価を提案者及び市担当課に実施していただきました。そして、その評価をもとに本委員会においても評価を行いました。今後さらに市民提案による協働事業を発展させるにあっては、自己評価のみならず、第三者機関による評価についても検討する必要があります。

#### (3) 市民提案による協働事業の見直し

これまで協働事業の対象とした事業は、市内において福祉、まちづくり、環境、その他の分野に係る地域の身近な課題を解決しようとするものを対象として実施



してきました。協働事業を審査する議論の過程で、市民から提案された事業が、協働事業に馴染むのかという議論がありました。協働という手法は、市民の生活に直接的に関わりがあり、行政または市民活動団体単独では対応しにくい分野や、それぞれに足りない部分を補うことで、より効果的にサービスができる事業の場合に有効と考えられます。また一過性に終わることなく、協働事業を契機に将来にわたり鶴ヶ島市が暮らしやすいまちになるような事業が望ましいものと考えます。こうしたことから、すべて協働すれば解決できるというわけではなく、市民活動団体や行政が単独で実施した方が効果的な事業もあります。したがって、協働事業にはどのような事業が馴染むのか、対象事業の選択基準を整理する必要があります。

また、提案事業の提案者の負担軽減や審査手続きの簡素化についても見直す必要があります。

#### 4 今後市に対して整備・改善を求める事項

3の市民協働推進委員会での検討結果を踏まえ、今後の市民協働を推進するため、市に対して次の事項について、整備・改善を求めます。

##### (1) 協定書の作成

役割分担、経費負担、協働事業の期限、責任の所在、成果物の帰属などを予め定めておく協定書のひな型を整備すること。

##### (2) マネジメントサイクル制度導入の検討

協働事業を継続的かつ円滑に行うためには、PDCA（PLAN〔計画〕－DO〔実施〕－CHECK〔評価〕－ACTION〔調整・改善〕）のマネジメントサイクル制度の導入について検討すること。

また、事業評価については、第三者機関についても検討すること。

##### (3) 市民提案による協働事業の仕組みの検討

市民提案による協働事業の審査手続き等を簡素化するとともに、対象事業の選択基準を整備すること。

## おわりに

本報告書の作成にあたり、当委員会では市民協働を推進するため様々な議論がされました。その中で、今後引き続き検討を要する事項として挙げられたのが、市民提案による協働事業（旧企画提案型協働事業）の提案件数が減少傾向にあるため、如何にして提案の件数を増やすことができるかということでした。

本制度が施行された平成20年度には10事業の提案がありましたが、現在では年間1件程度の提案にとどまっています。こうした状況に対して提案時期や財政的支援等の見直しについて提案し、市民提案制度の改正が図られたところですが、提案件数を増加させるための最良の方策が見出せたとはいえません。

本委員会において、市民提案による協働事業が増加しない要因として挙げられた意見は、概ね次の5点に要約されます。1つ目は、市内における市民活動団体の活動は、殆どがその団体の継続及び維持活動が中心となっており、新規の地域課題に取り組むには事前準備作業や新たな実行体制を作る必要があります、そのための体力や意欲が十分でないこと。2つ目は、市民協働事業は実行に伴う責任と義務が生じるため、個人提案は難しく、一定の組織化が必要であり、そのための担い手の創出が必要であること。3つ目は、行政側から提案する「行政提示テーマ」が少ないため、有効な提案がされていないこと。4つ目は、市民協働事業の意義や制度内容に関する周知方法が不足していること。5つ目は、提案制度の審査手続き等が煩雑であること。でありました。

今後の市民協働事業をさらに継続・発展させるためには、こうした意見を踏まえ、更なる協議・検討・改善が必要です。

最後に、市民協働推進条例を施行し4年が経過しましたが、市民協働事業は未だ発展途上であると言わざるを得ません。時間とともに変化する社会状況等を見定めながら、その時に合った制度の見直しを行い、一步一步前進させていくものと考えております。

つきましては、現任期の委員会では具体化できなかった事項や上述した制度の見直しについては、次期委員会において是非とも御検討されますよう御期待申し上げ、結びとさせていただきます。



# 資料編

## 鶴ヶ島市市民協働推進条例

平成20年3月24日

条例第7号

私たちのまち鶴ヶ島は、全国各地からさまざまな人々が移り住み、村から町、町から市へと変ぼうを遂げてきました。

この間、地域や公民館などのサークル・団体活動、民間の経済活動などが活発に展開され、武蔵野の豊かな自然と伝統的文化を守りながら、活力に満ちたまちづくりが進められてきました。

今、少子高齢化をはじめとして、私たちの暮らしを取り巻く環境は、大きく変化し、これまでになかった課題も浮上しています。

こうした地域課題を解決し、誰もが鶴ヶ島で楽しく幸せに暮らしていくことは、私たちの共通の願いです。

この願いを実現するためには、鶴ヶ島の市民、市民活動団体、事業者などのたくさんの“元気”が集まり、つながり、育っていくことが大切です。

私たちは、この“元気”を大きな力として、希望にあふれる鶴ヶ島をつくっていくことを決意し、ここに市民協働推進条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、市民、市民活動団体、事業者及び市の役割、基本原則等の市民協働を推進するための基本的事項を定めることにより、公益の増進を図り、もって誰もが幸せに暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民協働 不特定かつ多数のものの利益の増進を図ることを目的として、市民、市民活動団体、事業者及び市が、その自主的な行動の下に連携し、それぞれが自らの知恵と責任においてまちづくりに取り組むことをいいます。
- (2) 市民活動 市民、市民活動団体及び事業者が、自主的かつ自発的に行う営利を目的としない活動で、不特定かつ多数のものの利益の増進を図ることを目的とするものをいいます。ただし、次に掲げる活動を除きます。
  - ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動
  - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
  - ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (3) 市民活動団体 市民活動を行うことを主たる目的とする団体をいいます。
- (4) 事業者 企業、公益法人、協同組合その他の経済活動を行うものをいいます。

(基本原則)

第3条 市民、市民活動団体、事業者及び市は、次に掲げる基本原則に基づき、市民協働を推進します。

- (1) それぞれの役割を理解し、対等な立場で互いに協力し、及び支援します。

(2) 互いの自主性を尊重します。

(3) 公正性及び透明性を確保し、情報を共有しながら、相互に参画します。

(市民の役割)

第4条 市民は、前条に規定する基本原則（以下「基本原則」という。）に基づき、地域における課題の解決とよりよい地域社会の実現に向けて、行動するよう努めるものとします。

(市民活動団体の役割)

第5条 市民活動団体は、基本原則に基づき、市民協働を推進し、その活動が広く市民に理解されるよう努めるものとします。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本原則に基づき、地域社会の一員として市民協働の理解と推進に努めるものとします。

(市の役割)

第7条 市は、基本原則に基づき、市民協働を推進するための仕組み作りに努めるものとします。

2 市は、市の行うすべての事業について、市民協働の視点で検証し、実施していくよう努めるものとします。

3 市は、市民、市民活動団体及び事業者と連携して事業に取り組む職員の育成に努めるものとします。

4 市は、市民協働を推進するため、鶴ヶ島市情報公開条例（平成14年条例第18号）に基づき、情報公開を徹底するものとします。

(情報、人材、場所等の活用)

第8条 市民、市民活動団体、事業者及び市は、市民協働の推進に当たり、情報、人材、場所、資金、知恵、技能等を活用し、創出し、提供するよう努めるものとします。

(市の行う業務への参入機会の提供)

第9条 市は、市民、市民活動団体及び事業者に対し、それぞれの専門性、地域の特性等を生かせる分野において、公開性及び透明性を確保し、市の行う業務への参入の機会の提供に努めるものとします。

(市への提案)

第10条 市民、市民活動団体及び事業者は、市に対し、市民協働による事業の提案及び市民協働を推進するための施策、計画等に関する意見の提出を行うことができます。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

附 則

1 この条例は、平成20年4月1日から施行します。

2 市長は、この条例の施行の状況に応じて、市民協働の視点からこの条例の適切な見直しを行うものとします。

## 鶴ヶ島市市民協働推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 誰もが幸せに暮らせる地域社会の実現を目指し、市民、市民活動団体、事業者及び市が連携・協力して地域課題を解決していく市民協働を円滑に推進するため、鶴ヶ島市市民協働推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 鶴ヶ島市市民協働推進条例（以下「条例」という。）第10条に基づく市民協働による事業の提案の審査に関する事。
- (2) 条例第10条に基づく市民協働を推進するための施策、計画等の意見の審査に関する事
- (3) 条例に基づく具体的手続き及び運用の検討に関する事。
- (4) 市民協働による事業の評価に関する事。
- (5) 市民協働を推進するため制度、しくみづくりの検討に関する事。
- (6) 市民協働を推進するために必要な事項の調査、研究に関する事。
- (7) その他市長が必要と認める事項に関する事。

2 前項各号の検討又は審査等の結果については、市長に報告することとする。

(組織)

第3条 推進委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が、委嘱し、又は任命する。

- (1) 公募市民
- (2) 市民活動団体の関係者
- (3) 事業者
- (4) 知識経験を有する者
- (5) 市職員
- (6) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

2 委員は再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 推進委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 推進委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、会議における審議の参考に供する必要があると認めた場合には、委員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

5 推進委員会は、原則公開とする。

(庶務)

第7条 推進委員会の庶務は、市民生活部市民協働推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。



鶴ヶ島市市民協働推進委員会会議経過

会 議	開催日	会議内容
平成22年度第1回会議	7月15日	○委員長及び副委員長の選任について ○市民協働推進条例の概要について ○市民協働推進検討会議最終報告書について ○市民協働推進委員会の役割について ○企画提案型協働事業について
〃 第2回会議	8月11日	○成果報告会及び公開プレゼンテーションの進め方について ○企画提案型協働事業の検討について
〃 第3回会議	8月20日	○成果報告会及び公開プレゼンテーション ○協議・検討会
〃 第4回会議	9月9日	○協議・検討会 ○選考・審査
〃 第5回会議	9月28日	○企画提案型協働事業の選考・審査について
〃 第6回会議	10月15日	○企画提案型協働事業について、検討結果を市長に報告
〃 第7回会議	11月17日	○市民協働推進本部会議実施の結果報告について ○平成23年度に向けた企画提案型協働事業の進め方について ○今後の市民協働推進の展開について
〃 第8回会議	12月22日	○市民協働推進本部会議実施の結果報告について ○平成23年度に向けた企画提案型協働事業の進め方について ○今後の市民協働推進の展開について ○iSB公共未来塾鶴ヶ島サテライトについて
〃 第9回会議	1月20日	○市民協働推進本部会議実施の結果報告について ○平成23年度に向けた企画提案型協働事業の進め方について ○今後の市民協働推進の展開について ○iSB公共未来塾鶴ヶ島サテライトについて
平成23年度第1回会議	5月26日	○鶴ヶ島第二小学校区地域支え合いの取組について ○企画提案型協働事業について
〃 第2回会議	7月8日	○企画提案型協働事業について ○今後の市民協働推進の展開について ○鶴ヶ島第二小学校区地域支え合いの取組の進捗状況について
〃 第3回会議	8月24日	○企画提案型協働事業の提案に対する検討について ○企画提案型協働事業制度について
〃 第4回会議	10月3日	○公開プレゼンテーション ○協議・検討会
〃 第5回会議	2月22日	○企画提案型協働事業助成制度について ○市民と行政とのパートナーシップについて

鶴ヶ島市市民協働推進委員会会議経過

会 議	開催日	会議内容
平成24年度第1回会議	6月26日	○公開プレゼンテーション ○質疑応答
〃 第2回会議	7月 2日	○市民提案による協働事業の提案に関する報告書（素案）について ○（仮称）市民協働推進に関する報告書（素案）について ○市民協働推進委員の協議事項の報告について
〃 第3回会議	8月17日	○（仮称）市民協働推進に関する報告書（素案）について
第1回報告書作成検討会議	9月20日	○（仮称）市民協働推進に関する報告書（素案）について
平成24年度第4回会議	9月28日	○（仮称）市民協働推進に関する報告書（素案）について
第2回報告書作成検討会議	10月17日	○（仮称）市民協働推進に関する報告書（素案）について
平成24年度第5回会議	10月30日	○（仮称）市民協働推進に関する報告書（案）について
〃 第6回会議	11月13日	○市民協働推進に関する報告書（案）について

鶴ヶ島市市民協働推進委員会名簿（第2期）

任期：平成22年7月15日～平成24年12月31日

（敬称省略・順不同）

	氏名	所属	区分
1	◎後口 修	つるがしま落語会	市民活動団体の関係者
2	新井 明彦	特定非営利活動法人あゆみ福祉会	〃
3	郡司 繁次	特定非営利活動法人鶴ヶ島なごみ	〃
4	小沼 英二	特定非営利活動法人つるがしま里山サポートクラブ	〃
5	細貝 光義	鶴ヶ島第二小学校区地域支え合い協議会 （鶴ヶ島市コミュニティ協議会）	〃
6	○望月 峯	輪をつなぐ会	〃
7	長峰 秀和	株式会社長峰園 （社団法人西入間青年会議所）	事業者
8	真仁田 清	鶴ヶ島市商工会異業種交流会「スクラム21」	〃
9	山根 義法	共和エンジニアリング株式会社	〃
10	内野 育雄	社会福祉法人鶴ヶ島市社会福祉協議会	知識経験を有する者
11	玉城 逸彦	学校法人城西大学	〃
12	藤倉 潤一郎	株式会社地域協働推進機構	〃
13	浅見 要	鶴ヶ島市地域自治・地域支え合い推進担当 （社会福祉法人鶴ヶ島市社会福祉協議会）	市職員

◎委員長、○副委員長

※所属の（ ）は、委員の委嘱時点で所属していた団体名を記載しています。

※内野 育雄委員の任期は、平成23年5月26日～平成24年12月31日です。

発行日	平成24年11月21日
編集・発行	鶴ヶ島市市民協働推進委員会
事務局	鶴ヶ島市役所市民協働推進課
TEL	049-271-1111 (内線) 273